

石環第636号
平成31年3月25日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

石巻市長 亀山



G-Bio 石巻須江発電事業環境影響評価方法書に対する意見について（回答）
平成31年2月6日付け環対第352号で通知のありましたこのことについて、別紙の
とおり意見を提出します。

担当：生活環境部環境課環境保全G
河野 （内線 3369）
電話：0225-95-1111



G-Bio 石巻須江発電事業環境影響評価方法書に対する意見について
《生活環境に関すること》

項目	内容	回答部署
1 住民生活に關すること	<p>当該施設において業務を遂行するにあたり、地域住民の同意は不可欠であることから、地域住民へ丁寧な説明を行い、事前に理解を得たうえで事業を実施すること。</p> <p>騒音、大気汚染、排水等に関する公害や、安全面において住民から苦情が発生しないよう、事前に説明と納得を得たうえで適切な防止措置を取り、苦情等が発生した場合は、速やかに原因を特定し、改善措置を図ること。</p> <p>旧河南町地域は人口が増加しており、その要因は内陸部にあることとともに、自然環境、生活環境に恵まれていることが考えられることから、環境保全への特段の配慮が必要である。万が一、事故等により悪影響を及ぼすことがあった場合には、迅速かつ適切に対応すること。</p> <p>当該施設付近には保育所、小学校などの施設があるとともに、住宅地が形成されている。この地域は特に保全が必要な地域であることから粉塵などによる大気汚染や、トラックの往来による排ガスの臭いや交通事故等が懸念されるため、配慮が必要である。</p>	河南総合支所 市民生活課 地域振興課
2 騒音・振動に關すること	<p>騒音及び振動への対策について、最適な配置や防音防振設備等により低減を図るとしている。宮城県公害防止条例に基づく特定工場に該当する施設がある場合は、規制基準の超過がないよう計画し、期日までに届出すること。</p> <p>低周波音の発生についてどの程度影響を及ぼすか検討し、対策を徹底すること。</p> <p>適切に定めた作業時間帯を遵守し、作業を行うこと。</p>	生活環境部 環境課
3 悪臭に關すること	排ガスや燃料自体から発生する臭いについて配慮すること。	生活環境部 環境課

4 大気に関する こと	<p>当該発電所の操業により排出される窒素酸化物を諸元の排出濃度・排出ガス量から試算すると、県内事業所の総排出量と比較しても相当に高い数値であり、周辺地域の環境悪化は避けられないものと思料される。</p>	生活環境部 環境課
	<p>大気環境の悪化、住民の健康被害などを招くことの無いよう、窒素酸化物を含めた汚染物質の低減を図ること。</p>	
	<p>現在、須江地域では市の産業用地の分譲が進められている。多数の運送会社が操業することが決定しており、排ガスの排出量が増加すると考えられる。バックグラウンド濃度の上昇により、二酸化窒素の環境基準超過が懸念される。</p>	
	<p>微小粒子状物質の発生についてどの程度影響を及ぼすか検討すること。</p>	
	<p>石巻市環境基本計画において大気に係る市民満足度の向上を目標に掲げている。石巻市環境審議会において同目標達成を図るため、大気に係る環境指標の達成状況について周知を進めるべきとの提言があったところである。事業による寄与濃度が高い物質について、環境指標達成に影響を及ぼさないよう更なる低減を図ること。</p>	
5 排水に関する こと	<p>公共下水道への接続等が伴う場合、事前協議を行うこと。</p>	建設部 下水道管理課
	<p>エンジン冷却に伴う温排水の排出は抑えられると思われるが、その他の排水による生態系等への影響について検討すること。</p>	生活環境部 環境課
	<p>また、公共下水道への接続ができなかった場合の温排水の影響についても検討すること。</p>	
	<p>構内からの排水は、沈砂池、調整池などの処理施設を設置し、計画的に排水を行うこと。大雨時には、付近住家・水路・道路への越水、砂流出などがないよう、事前の対応、事後対応を行うこと。</p>	河南総合支所 地域振興課

	<p>水路への接続に当たっては、当該水路は用排水兼用水路であるため河南矢本土地改良区から情報を受け、揚水期に構内の排水により水路を越水することのないよう排水量を積算すること。また、積算後は土地改良区、市と積算結果について協議を行うこと。</p> <p>水路への接続に当たっては、水路改修の方策などについて協議を行うこと。</p>	
6 交通、防災に関すること	<p>車両の搬出入等に当たっては、交通安全関係法令を遵守し、通学児童、生徒等の歩行者への安全対策は十分に配慮すること。</p> <p>また、市道を利用する計画の場合は、道路構造上強度が不足することが考えられるため、道路改良の方策など道路管理者と事前に協議を行うこと。</p> <p>火災発生に備えて、消火活動を行う消防隊、消防団の活動動線に配慮した設計とし、消火設備については事前に消防機関と協議すること。</p> <p>事故等により、生活環境に影響を及ぼすことがあった場合、適切かつ早急な対応を図ること。</p>	河南総合支所 市民生活課 地域振興課
7 廃棄物に関すること	構内から排出されるゴミは事業ゴミとして適切に処理すること。	河南総合支所 地域振興課
8 景観、生態系に関すること	林地開発行為により、発電施設及び付帯施設（鉄塔、送電線、防音設備など）設置に伴う景観悪化や生態系への影響が懸念される。	生活環境部 環境課
9 工事期間中に関すること	<p>建設機械の稼働、資材や機械の運搬等により発生する騒音、振動、濁水等の影響について検討し、必要な措置をとること。</p> <p>伐採木搬出の際は、道路等へ転落することのないよう十分な安全管理をすること。</p> <p>採掘土の搬出をする場合は、道路・水路に土が散乱することのないよう、速やかに清掃を実施すること。</p>	生活環境部 環境課 河南総合支所 地域振興課

	<p>雨天の排水について、道路・水路に無処理で放流することのないよう計画的な砂防、沈砂、放流対策を行うこと。また、事前に道路管理者に対応策を通知しておくこと。</p> <p>生徒、児童等の安全を図るため、誘導員の設置など十分な対応を行うこと。</p>	
--	---	--

《開発行為に関すること》

項目	内容	回答部署
1 森林法に関すること	1ha 以上の伐採のため、宮城県と協議を行うこと。	農林課 河南総合支所 地域振興課
2 採石法に関すること	採掘土の搬出を伴うので、宮城県と協議を行うこと。	河南総合支所 地域振興課
3 建築基準法に関すること	当該地は都市計画区域外のため、集団規定の適用を受けず、用途及び敷地に対する建築物の規模の制限等はないが、建築基準法に定義される建築物がある場合、建築確認を受ける必要がある。	建設部 建築指導課
4 都市計画法に関すること	開発区域が 10,000 m ² 以上の開発行為（建築物の建築の用に供する目的で行う土地区画形質の変更）があるため、都市計画法の規定により、原則開発許可が必要となるが、同法の適用除外に該当することについて、事前相談を受けた際に確認しており、今回の計画事業計画が事前相談の内容と同様であることから開発許可は不要で、特に意見は無い。	
5 その他建築物に関すること	<p>延べ面積が 300 m²以上の建築物については、建築物省エネ法により、原則届出が必要である。また、延べ面積が 2,000 m²以上の非住宅の建築物については、同法により、原則省エネ適合性判定が必要である。</p> <p>高さ 10m をこえる建築物及び工作物については、石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防等に関する指導要綱により届出が必要である。</p>	